

平成30年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成30年6月6日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 人事の紹介
 - 第 3 表彰伝達並びに記念品の贈呈
 - 第 4 議長報告事項
 - 第 5 会議録署名議員の指名
 - 第 6 会期の決定
 - 第 7 議案上程
 - 第 8 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 9 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 人事の紹介
 - 日程第 3 表彰伝達並びに記念品の贈呈
 - 日程第 4 議長報告事項
 - 日程第 5 会議録署名議員の指名
 - 日程第 6 会期の決定
 - 日程第 7 議案上程
 - 日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 9 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（19名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|-----------|
| 1 番 | 片 桐 文 夫 | 2 番 | 平 山 清 海 |
| 3 番 | 遠 藤 保 明 | 4 番 | 林 晴 道 |
| 5 番 | 高 橋 秀 典 | 6 番 | 米 本 弥 一 郎 |

7番 有田 惠子
10番 飯嶋 正利
12番 伊藤 保
14番 平野 忠作
16番 向後 悦世
18番 木内 欽市
20番 高橋 利彦

9番 高木 寛
11番 宮澤 芳雄
13番 島田 和雄
15番 伊藤 房代
17番 景山 岩三郎
19番 佐久間 茂樹

欠席議員（1名）

8番 宮内 保

説明のため出席した者

| | | | |
|--------------|--------|---------------|-------|
| 市長 | 明智 忠直 | 副市長 | 加瀬 正彦 |
| 教育長 | 諸持 耕太郎 | 秘書広報課長 | 伊藤 義隆 |
| 行政改革 推進課長 | 小倉 直志 | 総務課長 | 飯島 茂 |
| 企画政策課長 | 阿曾 博通 | 財政課長 | 伊藤 憲治 |
| 税務課長 | 石毛 春夫 | 市民生活課長 | 宮負 賢治 |
| 環境課長 | 井上 保巳 | 保険年金課長 | 遠藤 茂樹 |
| 健康管理課長 | 木内 喜久子 | 社会福祉課長 | 角田 和夫 |
| 子育て 支援課長 | 小橋 静枝 | 高齢者 福祉課長 | 浪川 恭房 |
| 商工観光課長 | 小林 敦巳 | 農水産課長 | 宮内 敏之 |
| 建設課長 | 加瀬 喜弘 | 都市整備課長 | 鶴之沢 隆 |
| 下水道課長 | 高野 和彦 | 会計管理者 | 松本 尚美 |
| 消防長 | 川口 和昭 | 水道課長 | 加瀬 宏之 |
| 庶務課長 | 栗田 茂 | 学校教育課長 | 佐瀬 史恵 |
| 生涯学習課長 | 高安 一範 | 体育振興課長 | 花澤 義広 |
| 監査委員 事務局長 | 伊藤 義一 | 農業委員会 事務局長 | 赤谷 浩巳 |

事務局職員出席者

事務局長 大矢 淳

事務局次長 池田勝紀

開会 午前10時 4分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思ひます。

◎日程第1 開 会

○議長（島田和雄） ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより平成30年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（島田和雄） 日程第2、人事の紹介。

4月1日付の異動による人事の紹介をいたします。

石毛春夫税務課長。

川口和昭消防長。

宮負賢治市民生活課長。

宮内敏之農水産課長。

小林敦巳商工観光課長。

花澤義広体育振興課長。

赤谷浩巳農業委員会事務局長。

松本尚美会計管理者。

伊藤義一監査委員事務局長。

なお、そのほかの異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文

書により、ご了承願います。

◎日程第3 表彰伝達並びに記念品の贈呈

○議長（島田和雄） 日程第3、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈。

これより、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

過日開催されました全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として15年以上在職し、市政の振興に努められました功績により表彰の栄に浴されました、景山岩三郎議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

景山岩三郎議員、前のほうにお進み願います。

（議長より表彰伝達並びに記念品の贈呈、拍手）

◎日程第4 議長報告事項

○議長（島田和雄） 日程第4、議長報告事項。

議長報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（島田和雄） 日程第5、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

5番、高橋秀典議員、6番、米本弥一郎議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第6 会期の決定

○議長（島田和雄） 日程第6、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月22日までの17日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（島田和雄） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第18号までの18議案と報告第1号から報告第8号までの報告8件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか、関係課長等の出席を求めました。

◎日程第7 議案上程

○議長（島田和雄） 日程第7、議案上程。

議案第1号から議案第18号までの18議案と報告第1号から報告第8号までの報告8件を一括上程いたします。

議案第 1号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 平成30年度旭市水道事業会計補正予算の議決について

議案第 3号 旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 4号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 5 号 旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 財産の取得について（庁用バス車両 1 台）
- 議案第 12 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車（CD-I 型） 1 台）
- 議案第 13 号 財産の取得について（小型動力ポンプ積載車 4 台）
- 議案第 14 号 財産の取得について（食缶前処理装置付洗浄機及び移動台）
- 議案第 15 号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 16 号 専決処分の承認について（旭市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第 17 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 18 号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 1 号 平成 29 年度旭市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第 2 号 平成 29 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3 号 平成 29 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 4 号 平成 29 年度旭市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 5 号 平成 29 年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

報告第 7号 専決処分の報告について（住宅の明渡しに係る訴えの提起）

報告第 8号 株式会社季楽里あさひの事業経営状況について

◎日程第8 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（島田和雄） 日程第8、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成30年旭市議会第2回定例会を招集し、平成30年度旭市一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,600万円を追加し、予算の総額を280億4,600万円とするものであります。

議案第2号は、平成30年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支における水道事業収益を4,158万9,000円、水道事業費用を604万4,000円減額するものであります。減額の内容は、水道料金の額の改定に伴うものであります。

議案第3号は、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、介護保険法の一部改正に伴い、居宅介護支援事業者の指定等の権限が県から市に移譲されることから、新たに条例を制定するものであります。

議案第4号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定についてでありまして、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、現行の水道料金の額の改定に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号から議案第14号までは、財産の取得についてでありまして、議案第11号は、庁用バス車両を購入することについて、議案第12号は、消防ポンプ自動車（CD-I型）を購入することについて、議案第13号は、小型動力ポンプ積載車4台を購入することについて、議案第14号は、食缶前処理装置付洗浄機及び移動台を購入することについて、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第15号は、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現評価員の辞職に伴い、後任の評価員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。私は石毛春夫氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第16号から議案第18号までは、専決処分の承認についてでありまして、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定及び旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

報告第1号は、平成29年度旭市一般会計継続費繰越計算書について、報告第2号は、平成29年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号は、平成29年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第4号は、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第5号は、平成29年度旭市水道事業会計予算繰越計

算書について、報告第6号及び報告第7号は、議会からの委任による専決処分について、報告第8号は、株式会社季楽里あさひの事業経営状況について、それぞれ報告するものであります。

次に、平成29年度の一般会計並びに各特別会計の執行結果について概要を申し上げます。

平成29年度の一般会計並びに各特別会計は、現在事務当局において決算作業を進めているところであります。財政運営に当たっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減、合理化に努めてまいりました。

その結果、平成29年度の一般会計は、概算で歳入総額302億3,000万円、歳出総額293億3,700万円となり、翌年度に繰り越しとなる財源を差し引いた実質収支額は7億6,600万円の黒字と見込まれるものであります。また、特別会計についてもおおむね順調な決算となる見込みであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農業について申し上げます。

本年3月に農林水産省が公表した平成28年の旭市の農業産出額は、約567億円で全国第6位、順位は変わらないものの、産出額は約19億円の増となり、引き続き全国トップクラスの産出額を誇っているところであります。

水田農業については、飼料用米等の戦略作物の生産を支援し、農業所得の向上につなげ、経営の安定化を図ってまいります。

園芸については、県の補助事業である「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を有効に活用し、認定農業者等が行う産地の生産力を強化、拡大するための積極的な取り組みを支援してまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

プレミアム付き共通商品券発行事業については、本年も旭市商業振興連合会を通じて、7月と12月の2回で合わせて1万7,000セット、総額1億8,700万円分の販売を予定しております。

創業支援事業については、創業セミナーを今月と11月に開催いたします。このセミナーは、市の創業支援事業計画に基づき、連携事業者である旭市商工会が主催、実施するもので、市内における創業の促進と地域経済の振興を図るため、市としても支援をしてまいります。

次に、労政について申し上げます。

市が後援する合同企業説明会については、旭市雇用対策協議会の主催により4月24日に開

催されました。この事業は、来春卒業予定の市内及び近隣高校生等に地元企業をPRすることにより、人材確保につなげるために行うもので、市内企業16社が参加し、342名の高校生や大学生等が熱心に説明を受けたところであります。また、新しい試みとして、企業と求職者のマッチングの場を提供する「合同就職面接会&会社説明会」を今月22日に開催する予定であります。

次に、観光事業について申し上げます。

「袋公園桜まつり」については、4月1日から12日まで開催し、4月7日には、本市の観光大使であります椎名佐千子さんの歌謡ショーや桂竹千代さんの寄席をはじめ、演芸大会やわくわく市場などの催しに約8,000人が訪れ、にぎわいを見せたところであります。

夏期観光については、これから本格的なシーズンを迎えます。「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル」については、7月28日、29日に開催を予定しております。

30回目を迎える本年は、記念事業として萩園公園の海岸堤防約100メートルに、市内の子どもたちが中心となって壁画を作成いたします。

また、「あさひ砂の彫刻美術展」については、会場を飯岡海岸に移し、7月14日から21日までの7日間の開催を予定しております。

「旭市七夕市民まつり」については、8月6日、7日に開催を予定しているところであります。

海水浴場については、7月14日から8月26日までの44日間、矢指ヶ浦海水浴場と飯岡海水浴場を開設する予定であり、市営海浜プールについては、7月21日から9月2日までの44日間の開設を予定しております。現在、開設に向けて関係機関のご協力をいただきながら、来遊者が安全で楽しく過ごしていただけるよう、準備を進めているところであります。

このほか、7月21日には「サマーフェスタin矢指ヶ浦」、8月11日には「復興イベント」を矢指ヶ浦海水浴場で開催する予定です。それぞれのイベントにおいて、実行委員会を中心に検討が重ねられているところであり、多くの市民や観光客の皆様に来場していただけるよう、市としてもPRに努めてまいります。

次に、道の駅について申し上げます。

道の駅季楽里あさひについては、開業以来大変好評をいただいております。平成29年度の来場者数は107万人を超え、道の駅全体の売上げは約6億7,900万円となりました。また、株式会社季楽里あさひの第3期となる平成29年度の決算については、約1,639万円の純利益を計上いたしました。

今後も旭市の農・水・畜産物の情報発信施設として、より一層のPRに努めてまいります。
次に、子育て支援について申し上げます。

子ども医療費助成については、保健対策のさらなる充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、本年4月から助成対象を高校生まで拡大いたしました。今後も助成対象者への周知徹底に努めてまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険制度については、平成30年度から第7期の事業計画がスタートいたしました。前期の計画を引き継ぎながら、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築してまいります。

また、今月1日からは、年々増加する高齢者の相談と複雑化する事例への対応を図るため、高齢者福祉課内の地域包括支援センターを基幹型センターとして位置づけ、新たに2か所のセンターを委託により増設し、中央地域、北部地域、東部地域の3か所で相談・支援業務を開始いたしました。

今後も介護保険制度や高齢者福祉サービスの充実を図りながら、市民の皆様が住みなれた地域で、元気で安心して暮らし続けられるよう、取り組んでまいります。

次に、教育環境について申し上げます。

小・中学校の適正規模・適正配置については、旭市学校のあり方検討委員会において、次代を担う子どもたちへの教育効果を第一に考えて検討が重ねられ、3月に教育委員会に対して提言書が提出されたところであります。

今後はこの提言書を踏まえ、より望ましい教育環境が提供できるよう、取り組んでまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第二中学校の屋内運動場防災機能強化工事については、5月22日に一般競争入札を行い、契約を締結したところであり、来年1月の完成を目指し、進めてまいります。

次に、子ども議会について申し上げます。

子ども議会については、市内小・中学校の児童・生徒を対象に、7月26日に開催いたします。議員として実際に議会を体験することで、市政に関心を持っていただくとともに、次代を担う子どもたちの意見を市政に反映していければと考えているところであります。

次に、文化振興について申し上げます。

「ウィーン少年合唱団2018」については、あす7日に東総文化会館大ホールで開催いたし

ます。ウィーン少年合唱団は、世界の数ある少年合唱団の中でも、抜群の人気と実力を誇り、世界中でコンサートを開催するなど、ウィーンを代表する団体の一つとして活躍しております。

ぜひ、多くの皆様に、清らかな天使の歌声をご鑑賞いただければと思っております。

旭市民音楽祭については、8月5日に東総文化会館で開催を予定しており、現在昨年を上回る17団体、217名の参加申し込みをいただいております。

次に、スポーツ振興について申し上げます。

「第62回千葉県東部五市体育大会」については、5月20日に匝瑳市を主会場として開催され、各市の予選を勝ち抜いた選手たちがレベルの高い熱戦を繰り広げました。旭市は25種目のうち6種目で優勝をおさめ、技術の高さに改めて感動したところであります。

次に、定住促進について申し上げます。

定住促進奨励金の交付については、平成29年度において42件、2,100万円を支給し、これによる実転入者は110人でありました。

本年度は、若者や子育て世代の移住、定住をさらに促進させるため、最大で110万円を交付できるよう、要件の見直しをいたしました。今後もホームページ等を活用して、本事業を全国に向けて広くPRし、市内への移住、定住の促進に努めてまいります。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、5月5日、6日に大原幽学先生ゆかりの水田で、田植えの体験イベントを開催し、東京、埼玉、東葛地域などから、両日合わせて501名の参加がありました。また、当日は史跡公園を活用した遺跡探索のレクリエーションを行い、都市住民との交流を図ることができました。

旭市・茅野市児童交流事業については、市内3小学校の児童が7月31日から8月2日までの3日間、茅野市を訪問いたします。

また、沖縄交流事業については、6月28日から30日までの3日間、市内3小学校から児童20名が沖縄県中城村を訪問し、中城村からは、11月8日から3日間、18名の児童が本市を訪れる予定となっております。これらの事業を通じて、姉妹都市としての友好関係を深めるとともに、児童がより広い視野を持てることを期待しております。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

平成29年度の寄附金額は、3,232万7,000円でありました。

返礼品については、本市の農・水・畜産物や加工品などを中心に、99種を取りそろえてお

り、今後も魅力的な返礼品を増やし、ふるさと旭市をPRするとともに、事業の推進に努めてまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道の整備については、未取得用地の地権者との交渉も一定のめどがついたところであり、工事に関しては、総掘線から東総広域農道までの区間、約1,200メートルの発注準備を進めているところであります。

津波避難道路については、飯岡地域の横根三川線の未取得の用地について、引き続き地権者のご理解とご協力をお願いしているところであり、旭地域の椎名内西足洗線は、計画どおりに用地取得を進めております。また、工事に関しては、2路線とも予定区間の発注準備を進めているところであります。

次に、排水整備について申し上げます。

蛇園南地区流末排水整備事業については、工事予定箇所の発注準備を進めているところであります。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道については、本年度にストックマネジメント計画を策定し、施設の効率的な維持管理を行うとともに、供用開始区域における下水道への加入促進に努めてまいります。

次に、良質な環境の保全について申し上げます。

地域環境の保全及び美化を推進するため、きれいな旭をつくる会を中心に、市民の皆様のご協力をいただきながら、ゴミゼロ運動をはじめ、各種事業を実施しているところであります。

5月27日に実施しました春のゴミゼロ運動では、約1万人の市民の皆様にご協力をいただき、13トンの空きかん、空きびん、ペットボトル、散乱ごみなどを回収することができました。今後もこの運動を継続し、ごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用などを進めてまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ処理施設の計画地として、また銚子市森戸町地区を広域最終処分場の計画地として、事業を進めております。

このうち広域ごみ処理施設については、3月に地元16町内会で組織する対策協議会、組合、旭市、銚子市及び匝瑳市の5者において、地域の公害防止対策や交通安全対策等が盛り込ま

れた施設の運営と稼働に係る協定書を締結いたしました。現在、設計や工事着工に向けて手続きを行っており、夏ごろから工事が始まる予定であります。また、広域最終処分場については、実施設計業務が完了したことから、施設建設に関する入札の手続き等を予定しております。

今後も広域ごみ処理施設及び広域最終処分場について、計画どおり平成33年3月の完成を目指し、組合及び構成市との連携を図ってまいります。

次に、防災について申し上げます。

津波避難施設であります築山については、4月30日に工事が完了し、5月22日には、地元矢指地区の皆様にご出席をいただき、竣工式を挙行いたしました。この築山が地域住民の安全・安心の確保とともに、防災意識の大切さを忘れないための有形の教訓として、後世に継承されることを期待するものであります。また、ふだんは日の出山公園として、地域住民の憩いの場としてもご利用いただけるものと思っております。

次に、消防行政について申し上げます。

消防体制の充実については、干潟地域関戸、溝原地区の消防庫の改築を行い、3月に地元消防団への引き渡しを行いました。また、消防団車両についても、老朽化により機能低下した小型ポンプ積載車3台を3月に更新整備いたしました。今後も消防力の充実、強化に努めてまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

新庁舎建設については、本年3月に完了した旭市新庁舎建設基本設計に基づき、現在各種申請手続き等を含む実施設計業務に取り組んでおります。引き続き議会や市民の皆様方のご理解を得ながら、平成33年春の開庁を目指し、進めてまいりたいと考えております。

次に、生涯活躍のまち構想について申し上げます。

計画を予定している旭中央病院周辺については、千葉県が行う土地改良事業の受益地からの除外に伴う事業の計画変更について、千葉県と協議を進めてまいりました。計画の変更については、千葉県から適当と認められた旨の回答を得たところであり、構想実現に向けて、事業が着実に進んでいるものと考えております。

また、本年度は市民の代表や学識経験者等で構成される旭市生涯活躍のまち推進協議会を設置し、委員のご意見を伺いながら、構想のさらなる充実に努めてまいりたいと思っております。この協議会には、市議会からの委員就任もお願いしているところであります。

この構想は、将来の旭市を見据えたときに一番の問題である人口減少に対峙するために必

要な構想であり、引き続き中央病院とも連携を図りながら、実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、行政改革について申し上げます。

行政改革については、第3次アクションプランに基づき、積極的に取り組んでいるところでもあります。

中でも重点項目の一つとして位置づけている公共施設等総合管理計画の推進については、全ての公共施設について、長寿命化や再編の方策、時期などを具体的に定めた個別施設計画の策定を進めているところであります。

策定に当たっては、公共施設に関する市民アンケート調査を行い、その結果を参考にしながら素案を作成し、議会への報告やパブリックコメントを経て、平成31年9月の計画策定を目指してまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（島田和雄） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第9 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（島田和雄） 日程第9、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第11号から議案第14号までについて、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 議案第1号及び議案第11号から議案第14号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について申し上げます。

補正予算書をお手元をお願いいたします。

1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ5,600万円を追加し、予算の総額を280億4,600万円と

するものです。

2ページと3ページは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたします。

また、5ページと6ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので、これも説明は省略しまして、7ページの歳入から説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入について順を追って申し上げますが、事業内容につきましては歳出のところで説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、13款2項2目、民生費国庫補助金81万円の追加は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の増額によるもので、生活保護システムの改修経費に対する補助金です。

14款2項4目、農林水産業費県補助金958万6,000円の追加は、多面的機能支払交付金について、新規の地区が追加されること及び交付金の単価が増えることによるものです。

16款1項2目、土木費寄附金170万円の計上は、ちばみどり農業協同組合からの寄附金です。

18款1項1目、繰越金4,390万4,000円の追加は、今回の補正財源として計上するものです。以上で歳入の説明を終わります。続いて歳出になります。

9ページをお願いいたします。

3款4項1目、生活保護総務費182万5,000円の追加は、生活保護総務事務費の増で、生活保護基準の見直しに伴うシステムの改修費用です。

6款1項5目、農地費1,247万5,000円の追加は、農地・水保全管理事業の増で、主に新規地区の増加に伴い補助金を増額するものです。

8款2項2目、道路維持費170万円の追加は、交通安全施設維持補修事業の増で、歳入で説明しましたちばみどり農業協同組合からの寄附を財源として、道路反射鏡を設置するものです。

10ページをお願いいたします。

13款2項1目、水道事業公営企業費4,000万円の追加は、水道事業会計繰出金の増で、高料金対策として、水道事業会計への基準外繰り出しを行うものです。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。続いて議案第11号から議案第14号について補足説明を申し上げます。

この4議案はいずれも財産の取得についてでありまして、まず議案第11号について申し上げます。

恐れ入りますが、裏面のほうをご覧ください。

取得する財産は庁用バス車両 1 台で、市民生活課に配置されるものです。金額は2,966万440円、相手方は山武郡芝山町岩山1340番地 4、いすゞ自動車首都圏株式会社成田支店支店長、深井英一であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

平成30年 4 月 9 日に公告し、4 月23日まで入札書の受け付けを行ったところ、1 者から入札書の提出がありました。

4 月24日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は5 月 2 日、納入期限は平成31年 2 月28日であります。

なお、予定価格は3,097万4,400円、落札率は95.76%でありました。

続いて、議案第12号について申し上げます。

同じく裏面をご覧ください。

取得する財産は、消防ポンプ自動車（CD-I 型）で、旭市消防本部に配備されるものです。

金額は3,689万2,330円、相手方は、東京都港区西新橋三丁目25番地31号、株式会社モリタ東京営業部部長、山北忠司であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

平成30年 4 月 9 日に公告し、4 月23日まで入札書の受け付けを行ったところ、5 者から入札書の提出がありました。

4 月24日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は5 月 2 日、納入期限は12月26日であります。

なお、予定価格は3,821万400円、落札率は96.55%でありました。

以上で議案第12号の補足説明を終わります。

続いて、議案第13号について申し上げます。

取得する財産は、小型動力ポンプ積載車 4 台で、旭市消防団第 2 中隊第 7 分団第 2 部、第 4 中隊第 1 分団第 1 部、第 5 中隊第 1 分団第 2 部及び同中隊第 1 分団第 3 部に配備されるも

のです。

金額は2,703万7,352円、相手方は、千葉市中央区松ヶ丘町635番地、株式会社清水商会代表取締役、清水博であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

平成30年4月9日に公告し、4月23日まで入札書の受け付けを行ったところ、4者から入札書の提出がありました。

4月24日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は5月2日、納入期限は11月30日であります。

なお、予定価格は2,730万2,400円、落札率は99.03%でありました。

続いて、議案第14号について申し上げます。

取得する財産は、食缶前処理装置付洗浄機及び移動台で、第一学校給食センターに設置されるものです。

金額は2,786万4,000円、相手方は、千葉市中央区登戸三丁目19番地9号昭栄ビルⅢ301号、株式会社中西製作所東関東支店支店長、昌崎光雄であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

平成30年4月9日に公告し、4月23日まで入札書の受け付けを行ったところ、3者から入札書の提出がありました。

4月24日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は5月2日、納入期限は8月31日であります。

なお、予定価格は2,931万1,200円、落札率は95.06%でありました。

以上で議案第11号から議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第10号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 加瀬宏之 登壇）

○水道課長（加瀬宏之） それでは、私からは議案第2号及び第10号の2議案について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第2号 平成30年度旭市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページ目をお開きください。

第1条は、総則でございます。

続きまして、第2条は、収益的収入及び支出の補正額を記載してございます。

内容につきましては、3ページの旭市水道事業会計補正予算実施計画でご説明させていただきます。

2ページをお開きください。

第3条は、他会計からの補助金について、高料金対策のため一般会計から水道事業会計へ補助金として4,000万円を受けることを記載したものでございます。

3ページをお開きください。

平成30年度旭市水道事業会計補正予算実施計画でございます。

収入の部ですが、1款、水道事業収益は、既決予定額16億7,266万2,000円から4,158万9,000円を減額し、補正後の予定額を16億3,107万3,000円とするものでございます。

この内訳といたしまして、1項1目、給水収益を水道料金の引き下げに伴う減収分として8,158万9,000円減額し、2項2目、他会計補助金に一般会計から高料金対策のための補助金として4,000万円を増額するものであります。

次に、支出の部ですが、1款、水道事業費用は、既決予定額14億9,194万4,000円から604万4,000円を減額し、補正後の予定額を14億8,590万円とするものでございます。

この内訳としては、2項2目、消費税及び地方消費税を水道料金の引き下げに伴う収入税額の減少分として604万4,000円減額補正するものです。

4ページをお開きください。

4ページ、5ページは、平成30年度旭市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

続きまして、6ページをお開きください。

6ページから8ページは、平成30年度旭市水道事業予定貸借対照表となっております。

以上で議案第2号 旭市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第10号 旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

本議案は、水道料金の引き下げに伴い、旭市水道事業給水条例の一部を改正するものであります。現行の水道料金は、平成19年度に料金体系を統一した際に改正したもので、県内でも高額な水道料金となっております。

このような中、料金の格差是正に対する要求が高まっており、利用者の負担の軽減を図るため、調整を行ってまいりました。

また、旭市水道事業運営協議会より、料金引き下げについての答申をいただき、関係各課との協議も調ったことから、今回旭市水道事業給水条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の52ページをご覧ください。

旭市水道事業給水条例第24条別表第1となります。

現行の専用給水装置の基本料金、これの10立方メートルまで2,400円を2,100円に、超過料金、1立方メートルにつき240円を210円に改め、下の段になります共用給水装置の基本料金、5立方メートルまで1世帯1,200円を1,050円に、超過料金、1立方メートルにつき240円を210円に改めるものであります。

戻りまして、次に附則第1項は、施行日を平成30年10月1日とするものでございます。

附則第2項は、経過措置として改正前、改正後の条例の適用区分を定めたものとなります。

附則第3項は、水道料金の検針を隔月で行っているため、施行日の10月1日をまたがる場合の料金の計算方法となります。使用者の公平性を勘案しまして、旧料金、新料金について、日割り計算とする規定となります。

ただいまご説明しました日割り計算を行うための水道料金システムの改修や使用者への周知などの準備期間を設け、施行日を10月1日としてございます。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号から議案第8号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

(高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇)

○**高齢者福祉課長（浪川恭房）** 高齢者福祉課からは、議案第3号から議案第8号までの6議案につきまして補足説明を申し上げます。

まず、議案第3号 旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例は、保険者機能の強化の観点から、市による介護支援専門員の支援の充実を目的として、介護保険法の一部が改正され、居宅介護支援事業者の指定及び監督権限について、県から市に移譲されることとなり、国の基準及び県で定められた条例に基づき、新たに旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものであります。

居宅介護支援とは、居宅の要介護者が居宅サービスや必要な保健医療、福祉サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡、調整を行い、介護保険施設等への入所を要する場合には、当該施設等への照会を行うものであります。

旭市内には居宅介護支援を行う事業所は、平成30年4月1日現在で19事業所あり、要介護1から5までの介護認定を受けた方について、ケアプランの作成業務等を行っているところでございます。

本条例につきまして、介護保険法第81条第3項の規定により、厚生労働省令に基づいて定めるものとされておりますことから、国が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づいて制定するとともに、千葉県からの権限移譲に伴う円滑な事業を継承する観点から、県が定める基準条例の内容を継承することを基本として制定するものであります。

それでは、条例の主な内容についてご説明申し上げます。

条例案の1ページをご覧ください。

初めに、目次につきましては、第1章総則から第4章基準該当居宅介護支援に関する基準までの構成となっております。

次に、第1章総則につきましては、第1条は条例を定める趣旨を、第2条は用語の定義を定めるものであります。

第3条は本事業の指定を受けることができるものは法人としたところです。

第4条第1項から次のページ、2ページになりますが、第4項までは事業を運営するに当

たつての基本方針に関する規定であります。

続いて、第2章につきましては、人員に関する基準についてであります。

第5条では、指定居宅介護支援事業所における常勤の介護支援専門員の員数を、第6条では事業所ごとに常勤の管理者を置くことについて規定しております。

3ページをお願いいたします。

第3章につきましては、運営に関する基準についてであります。

第7条は内容及び手続きの説明及び同意について、第8条では提供拒否の禁止について規定しております。

次に、4ページになりますが、第9条から5ページの第15条までは、指定居宅介護支援事業者において、サービス提供が困難なときの対応方法、要介護認定申請に係る必要な協力、援助を行うこと、そのほか指定居宅介護支援の基本取り扱い方針などについて規定しております。

第16条は、指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針として、第1号から、少し飛びまして10ページの第29号まで、介護支援専門員の業務、責務について規定しております。

続いて、10ページ下段の第17条から、次の11ページの第19条につきましては、法定代理利用サービスに係る報告、利用者に関する市への通知など、指定居宅介護支援事業所の責務について規定しております。

第20条につきましては、管理者の責務、第21条につきましては、運営について重要事項に関する規定を定めるものとしております。

次に、12ページになります。

第22条につきましては、勤務体制の確保等について規定しております。

第23条から第26条につきましては、設備及び備品等、従業者の健康管理、重要事項に関する掲示の義務や秘密の保持などについて規定しております。

次に、13ページになりますが、第27条から第29条までは広告に関することや利益收受の禁止事項、苦情に対する適切な対応について規定しております。

14ページをお願いいたします。

中段になります。

第30条につきましては、事故発生時の対応について、第31条につきましては、会計の区分について規定しております。

次に、15ページをお願いいたします。

第32条につきましては、記録の整備について規定しております。

続きまして、中段の第4章、第33条につきましては、基準該当居宅介護支援に関する基準について規定しております。

なお、基準該当居宅介護支援とは、多種多様な事業主体の参入を促す観点から、条例における基準に適合している事業所であれば、法人格がなくても、市の判断によって保険給付の対象として提供できるサービスのことであります。

次に、附則の第1項につきましては、本条例の施行期日を公布の日から施行するものとし、ただし第16条第1項第19号の規定の施行期日につきましては、平成30年10月1日から施行するものであります。

16ページをお願いいたします。

附則の第2項は、第6条に規定する指定居宅介護支援事業者の管理者に関する経過措置であります。

議案第3号につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第4号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、引用条項の整理をするものです。

なお、施行日は平成30年8月1日からとなります。

議案第4号につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第5号 旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

本議案は、介護保険法及び厚生労働省令の一部が改正されたことにより、要支援1と2に認定された方が利用される指定介護予防支援サービス事業の人員及び運営について、所要の改正を行うものであります。

それでは、主な改正点についてご説明申し上げます。

新旧対照表の2ページをご覧ください。

中段に記載の第4条第4項については、障害者福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等において、指定介護予防支援事業者が障害福祉の指定特定相談支援事業者との連携に努めるよう規定したものです。

次に、第7条第2項及び3ページの第3項については、指定介護予防支援事業者は利用者等の契約に当たって、複数のサービス事業者の照会を求めることが可能であること、また利用者が入院する際には、病院等に事業所の担当ケアマネージャーの氏名及び連絡先を伝えるように説明することを規定したものです。

なお、この後の条項等のずれにつきましては、説明を割愛させていただきます。

次に、4ページをお願いいたします。

第33条第9号につきましては、ケアプラン作成のための会議にサービス利用者及びその家族の参加を規定したものです。

同条第15号につきましては、指定介護予防支援事業の担当者が必要に応じて利用者の口腔機能や服薬状況、その他利用者の状態等について、主治医等に情報提供することを定めております。

続いて、5ページになりますが、また同条第23号では、指定介護予防支援事業者に対して、利用者が医療サービスを利用する際に、主治医等から意見を求められた場合に、介護予防サービス計画の交付を義務づけるものとなっております。

なお、施行日は公布の日からになります。

議案第5号につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第6号 旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

新旧対照表の6ページをお願いいたします。

今回の改正は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けることができるものに、新たに病床を有する診療所を開設しているものを追加するものです。

看護小規模多機能型居宅介護事業所とは、居宅を基本として、訪問介護や通所介護等のサービスに加えて、訪問看護サービスが提供できる小規模な事業所をいいます。旭市では、現在この事業所はございません。

なお、施行日は公布の日からとなっております。

議案第6号につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第7号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

本議案は、介護保険法及び厚生労働省令の一部が改正されたことにより、市内に住所を有

する要介護1から5に認定された方が利用する介護保険サービス事業について、所要の改正を行うものであります。

それでは、主な改正点についてご説明申し上げます。

新旧対照表の7ページをご覧ください。

中段の第1条から、少し飛びまして13ページ下段の第59条の9までの主な改正は、介護医療院の創設やオペレーターの経験年数等の基準の見直しについて規定するものです。

次に、14ページになりますが、第59条の20の2及び16ページの同条の20の3は、共生型地域密着型通所介護の基準を定めるものであります。

障害福祉制度における生活介護、機能訓練、生活訓練、児童発達支援及び放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、その基準を規定するものです。

次に、17ページをお願いいたします。

中段になります。

第59条の25は、指定療養通所介護事業所の利用定員を定めるものであります。療養通所介護事業所においては、障害福祉サービスとして、主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援等を実施しておりますが、さらに地域共生型社会の実現に向けた取り組みを推進する観点から、定員数を9人以下から18人以下に引き上げるものです。

少し飛びまして、19ページをご覧ください。

中段になります。

第65条は、認知症対応型通所介護の利用定員等を定めるものです。

次に、20ページになります。

教養型指定認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護福祉施設入所者生活介護における利用定員数については、1ユニット当たり、ユニットの入居者と利用者とを合わせて、1日当たり12人以下と規定するものです。

また、少し飛びまして、25ページをお願いいたします。

下段になります。

第117条は、指定認知症対応型共同生活介護の取り扱い方針を定めるものです。

同条第7項は、身体拘束等のさらなる適正化を図る観点から、新たに規定を追加するものです。

以下、サービスごとに同様の改正を行うものですので、説明については割愛させていただきます。

きます。

なお、施行日は公布の日からとなっております。

議案第7号につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第8号 旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明いたします。

本議案は、介護保険法及び厚生労働省令の一部が改正されたことにより、市内に住所を有する要支援1と2に認定された方が利用する介護予防サービス事業について、所要の改正を行うものであります。

それでは、主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表の45ページをご覧ください。

第4条は、引用する条項の整理ですので、説明は省略しまして、次に第5条は、従業員の員数を定めるものであります。介護保険法の改正において、介護保険施設に介護医療院が創設されたことを受け、条文中の施設に介護医療院を追加するものです。

次に、46ページをお願いいたします。

中段になります。

第9条は、利用定員等を定めるものであります。共用型介護予防認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護福祉施設入所者生活介護における利用定員数を1ユニット当たり、ユニットの入居者と利用者を合わせて12人以下と規定するものです。

議案第7号でも同様の改正をしており、旭市におきましては、ユニット型の地域密着型介護福祉施設入所者生活介護施設は2か所ありますが、介護及び介護予防認知症対応型通所介護のサービスを行う施設は現在ございません。

次に、47ページになりますが、第44条から49ページの第73条までは、第5条と同様に、条文中の施設に介護医療院を追加するものです。

次に、50ページをお願いいたします。

第78条第3項は、身体拘束等の適正化について定めるものであります。身体拘束等のさらなる適正化を図る観点から、新たに規定を追加するものです。

次の第83条につきましても、第5条と同様に、条文中の施設に介護医療院を追加するものです。

なお、施行日は、公布の日からとなっております。

議案第8号につきましては、以上のとおりでございます。

以上、高齢者福祉課からは、議案第3号から議案第8号までの6議案につきまして、補足説明を申し上げます。

○議長（島田和雄） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 佐瀬史恵 登壇）

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校教育課からは、議案第9号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の規定につきまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表の51ページをお願いします。

表の左側、現行の第10条第3項第4号の規定にございますが、表の右側、改正案といたしまして、教育職員免許法、昭和24年法律第147号第4条に規定する免許状を有する者に改め、支援員に該当する者の規定を明確化するものでございます。

同じく第10条第3項の規定に1号を新たに加えるもので、第10号として5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者とし、資格要件の拡大を図るものでございます。

附則はこの条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

議案15号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） 議案第15号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

現職の評価員の辞職の申し出に伴い、後任を選任するに当たり、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価員に選任したい方は、旭市清滝46番地1にお住まいの石毛春夫氏、昭和35年1月30日生まれの方で、本年4月1日から本市の税務課長の職にあり、固定資産評価員とし

て適任の方でございます。

なお、石毛氏は、地方税法に規定する兼職及び請負の禁止並びに欠格事項については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第16号から議案第18号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 石毛春夫 登壇）

○税務課長（石毛春夫） 税務課からは、議案第16号、議案第17号及び議案第18号の専決処分の承認について補足説明を行います。

最初に議案第16号 旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、緊急に旭市税条例を改正する必要性が生じたことから、同年3月30日に専決処分を行った旭市税条例等の一部を改正する条例について、本議会に承認を求めるものでございます。

それでは、お配りしてあります税条例等新旧対照表をお願いします。

53ページをお開きください。

初めは、旭市税条例等の一部を改正する条例、第1条関係の改正となります。

第20条、年当たりの割合の基礎となる日数については、本条例第48条及び第52条の改正に伴い整備するものです。

次に、54ページをお開きください。

第24条、個人の市民税の非課税の範囲については、個人の市民税の非課税の範囲を改正するもので、第1項では、障害者、未成年者及び寡婦等の非課税措置の所得要件を引き上げるもので、第2項は、控除対象配偶者の定義の変更及び均等割の非課税限度額を引き上げるものです。

第34条の2、所得控除については、55ページの所得控除のうち基礎控除額を控除する場合において、2,500万円の所得要件を新たに規定するものです。

第34条の6、調整控除については、調整控除を行う場合において、第34条の2と同額の所得要件を新たに規定するものです。

次に、56ページをお開きください。

第36条の2、市民税の申告、第1項については、公的年金以外の所得を有しない者が配偶者特別控除を受ける場合の申告要件を変更するものです。

次に、60ページをお開きください。

第48条、法人の市民税の申告納付、第2項及び61ページの第3項については、法人が租税特別措置法第66条の7、第68条の91、同法第66条の9の3及び第68条の93の3の規定の適用を受ける場合、政令で定める控除額を法人税割額から控除することを規定するものです。

63ページをお開きください。

同条第10項から第12項については、資本金または出資金が1億円以上などの特定法人の法人市民税の申告の規定で、地方税関係手続き用電子情報処理組織や地方税共同機構を利用した申告の義務化、またその手続きにより法人申告が行われたものとみなすことを規定するものです。

64ページをお開きください。

第52条、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金については、納期限の延長の適用を受ける延滞金についての改正で、第48条第7項及び第50条第4項の規定を一部読みかえ、第1項及び第4項に準用するものです。

次に、67ページをお開きください。

第92条、製造たばこの区分については、法改正に伴い、製造たばこの区分を新たに追加するものです。

次に、68ページをお開きください。

第93条の2、製造たばことみなす場合については、加熱式たばこの喫煙器具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の混合物等を補填したものについて、製造たばことみなす規定を新たに追加するものです。

第94条、たばこ税の課税標準については、加熱式たばこ及び紙巻たばこ並びに製造たばこに係る換算方法及びその端数処理について規定するものです。

72ページをお開きください。

第95条、たばこ税の税率については、1,000本当たりの税率を5,692円とするものです。

次に、75ページをお開きください。

附則第5条、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等については、当分の間行う所得割の非課税の算定について、限度額を引き上げるものです。

次は、75ページから77ページになります。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、法改正に伴い、公共の危険防止のために設置された施設及び設備について、市の条例に追加し、法附則第15条第2項の規定により、その固定資産税の課税標準の特例割合を規定するものです。

次は、77ページから82ページになります。

附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、法改正に伴い整備をするもので、81ページの第12項は、法附則第15条の11の改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、新たに規定するものです。

82ページの附則第11条から87ページの附則第17条の2については、法改正に伴い条文の整備を行うものです。

続きまして、旭市条例新旧対照表の第2条関係、88ページをお開きください。

旭市税条例等の一部を改正する条例、第2条関係の改正となります。

第94条、たばこ税の課税標準については、加熱式たばこの税率を5年かけて引き上げるための改正で、平成31年10月1日に施行される加熱式たばこの本数を製造たばこの本数に換算する換算率の規定です。

続きまして、旭市条例新旧対照表第3条関係、90ページをお開きください。

旭市税条例等の一部を改正する条例、第3条関係の改正となります。

第94条、たばこ税の課税標準について、第2条関係の改正と同様で、平成32年10月1日に施行される換算率です。

91ページをお開きください。

第95条、たばこ税の税率については、たばこの税率を3年かけて引き上げるための改正、平成32年10月1日に施行する1,000本当当たりの税率を6,122円とするものです。

旭市税条例新旧対照表第4条関係、92ページをお開きください。

旭市税条例等の一部を改正する条例、第4条関係の改正となります。

第94条、たばこ税の課税標準についても、第2条関係の改正と同様で、平成33年10月1日に施行される換算率です。

93ページをお開きください。

第95条、たばこ税の税率については、平成33年10月1日に施行する1,000本当当たりの税率を6,552円とするものです。

旭市税条例新旧対照表第5条関係、94ページをお開きください。

旭市税条例等の一部を改正する条例、第5条関係の改正となります。

第94条、たばこ税の課税標準については、平成34年10月1日の施行により、換算率を使った経過措置が終了して、改正後の第1号の重量方式と第2号の価格方式により換算した紙巻たばこの本数の合計により、加熱式たばこに係る製造たばこの本数を算定することになります。

旭市税条例新旧対照表第6条関係、97ページをお開きください。

旭市税条例等の一部を改正する条例、第6条関係の改正となります。

附則第5条、市たばこ税に関する経過措置第2項は、同項第3号に掲げる期間の紙巻たばこ3級品の税率を平成31年9月30日まで延長するものです。

98ページの第13項は、手持品課税の対象となる期間を延長する規定及び同日の手持品における1,000本当たりの税率を1,692円とするものです。

99ページの第14項表内の第5項については、申告期限、また第6項は納付期限をそれぞれ延長するものです。

続きまして、議案第17号 旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、こちらも専決処分を行いました条例について、本議会に承認を求めるものであります。

新旧対照表の100ページをご覧ください。

改正内容につきましては、旭市税条例等の一部を改正する条例の固定資産税と同様に旭市都市計画税条例において、所要の改正を行うものです。

初めは、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例、第1条関係の改正となります。

附則第8項については、法附則第15条の11の改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、新たに規定するものです。

次に、101ページをお開きください。

第9項から105ページの第19項までは、改正前の附則第8項から第18項を繰り下げ、特例期間の延長を整備するものです。

次に、106ページをお開きください。

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例、第2条関係の改正となります。

附則第6項、第7項及び第18項については、法改正に伴い条文の整理を行うものです。

続きまして、議案第18号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

補足説明を申し上げます。

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、こちら専決処分を行いました条例について、本議会に承認を求めるものであります。

新旧対照表の107ページをご覧ください。

今回の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するものであります。

第23条第2号については、5割軽減世帯の所得基準額として加算する1人当たりの額を27万円から27万5,000円に引き上げるものです。

同条第3号については、2割軽減世帯の所得基準額として加算する1人当たりの額を49万円から50万円に引き上げるものです。

以上で議案第16号から議案第18号までの補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 税務課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号から報告第3号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 報告第1号から報告第3号についてご説明申し上げます。

初めに、報告第1号 平成29年度旭市一般会計継続費繰越計算書について申し上げます。

この計算書は、平成29年度一般会計予算において、新庁舎建設事業に係る継続費として、平成29年度から平成32年度までの4か年で、総額を3億1,860万5,000円と定めたものですが、平成29年度の年割額9,433万2,000円のうち4,011万5,784円を翌年度に通次繰り越したため、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するものであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

続いて報告第2号 平成29年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

この計算書は、繰越明許費として、平成29年度一般会計補正予算第3号及び第5号において設定した事業について、翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものです。

繰り越した事業は、全部で8事業です。

まず、3款2項、老人福祉費の地域密着型サービス拠点等整備事業は、事業者が行う施設整備費の補助金ですが、施設の平面図の見直しにより設計業務に期間を要し、工期の確保ができず年度内完了が困難となったため、1億4,850万9,000円を繰り越したもので、事業の完

了は平成31年2月を予定しております。

6款1項、農業費の畜産競争力強化対策整備事業は、国のTPP関連対策による畜産農家への施設整備費に対する補助金ですが、使用する部材の納入に不測の日数を要したため、8億6,453万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成31年3月を予定しております。

次の農業基盤整備事業は、飯岡西部地区及び豊和地区のほ場整備事業に係る県営事業負担金で、国の補正予算分の事業について、県が繰り越すのと併せて、市も4,721万8,000円を繰り越したものです。事業全体の完了は、平成31年3月末を予定しております。

8款2項、道路橋梁費の道路新設改良事業は、主に物件移転や関係地権者との協議に不測の日数を要したため、3,966万5,000円を繰り越したもので、事業全体の完了は9月を予定しております。

次の冠水対策排水整備事業も物件移転や関係機関との協議に不測の日数を要したため、7,803万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、関係機関と協議を進める中で、設計修正及び工事内容の変更が生じたため、2,083万円を繰り越したもので、事業の完了は11月を予定しております。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、物件移転や関係機関との協議に不測の日数を要したため、9,725万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

9款1項、消防費の津波避難施設整備事業は、県から提供を受けた建設発生土の搬入期間が延長されたため、8,463万円を繰り越したものですが、事業は既に完了し、5月22日に竣工式典がとり行われております。

続きまして、報告第3号 平成29年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について申し上げます。

この計算書は、平成29年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰り越ししたもののについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものです。

繰り越した事業は2事業で、まず8款2項、道路橋梁費、道路維持補修事業は、旭地区鎌数地先の河川災害復旧工事及び海上地区見広地先の道路維持補修工事です。主要構造物の製作及び隣接地権者との調整に不測の日数を要したため、729万円を繰り越したもので、事業全体の完了は7月を予定しております。

次の13款2項、公営企業費、水道事業会計出資金は、海上配水池耐震補強工事に対する出資金です。改修工事中に配管の腐食が判明し、その補修に不測の日数を要したため、3,110

万円を繰り越したもので、事業の完了は8月を予定しております。

以上で報告第1号から報告第3号の説明を終わります。

○議長（島田和雄） 財政課長の説明は終わりました。

報告第4号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 宮内敏之 登壇）

○農水産課長（宮内敏之） 報告第4号 平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

この計算書は、農業集落排水事業特別会計において、繰越明許費として設定した事業について翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰り越した事業は、2款2項、工事費の農業集落排水建設事業で、本年1月になってから県の補助金の追加があり、追加分の工事を年度内に完了することができないため、3,951万2,000円を繰り越したものでございます。

事業の完了は平成30年10月を予定しております。

以上で報告第4号の説明を終わります。

○議長（島田和雄） 農水産課長の説明は終わりました。

報告第5号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 加瀬宏之 登壇）

○水道課長（加瀬宏之） 報告第5号 平成29年度旭市水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

本計算書は、平成29年度において、支払義務の生じなかった建設改良費を翌年度に繰り越すため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

繰り越した事業は、海上配水池耐震補強工事で、配水池内部の配管が劣化損傷しており、これを補修するために不足の日数を要したため、工期を延長したもので、繰越額は予算計上額1億2,927万6,000円のうち6,506万1,235円を繰り越すものでございます。

以上で報告第5号についての説明を終わります。

○議長（島田和雄） 水道課長の説明は終わりました。

報告第6号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） 報告第6号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております、市の義務に属する損害賠償の額の決定で、100万円以下のものについて専決処分をいたしましたので、議会へ報告するものでございます。

それでは、案件ごとに説明をいたします。

案件1及び案件2は、平成27年3月11日から同年11月30日施工の旭市三川地先における排水路整備工事に起因する地盤変動により生じた家屋等への損害で、両案件とも平成29年4月4日に専決しております。

損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件3は、平成29年3月18日、中央小学校において運搬中の渡り板が駐車車両のフロントバンパーに接触したことによる自動車物損事故で、同年8月8日に専決しております。

2ページをお願いします。

案件4は、平成29年7月6日、旭市神宮寺地先道路上において、草刈作業中に小石がはね、走行中の車両右後部ガラスが破損した自動車物損事故で、同年8月10日に専決しております。

案件5は、平成29年9月27日、旭市三川地先道路上において、草刈作業中に小石がはね、駐車中の車両後部ガラスが破損した自動車物損事故で、同年10月17日に専決しております。

案件6から4ページの案件10につきましては、平成28年6月2日から平成29年3月17日施工の旭市三川地先における排水整備工事に起因する地盤変動により生じた家屋等への損害で、いずれの案件も平成29年10月27日に専決しております。

続いて案件11は、平成29年11月6日、旭市萬歳地先道路上において、路面の穴に自動車が入り込み、タイヤ、ホイールが破損した自動車物損事故で、同年11月22日に専決しております。

案件12は、平成29年10月23日、旭市見広地先において、暴風で飛ばされた市有掲示板が駐車車両のフロントガラスに接触したことによる自動車物損事故で、同年12月14日に専決しております。

案件13は、平成30年2月14日、鶴巻保育園において、市有自動車が園庭に進入した際に、埋設されていたコンクリート板が破損した物損事故で、同年3月22日に専決しております。

以上で報告第6号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 総務課長の説明は終わりました。

報告第7号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 鵜之沢 隆 登壇）

○都市整備課長（鶴之沢 隆） 報告第7号 専決処分の報告について説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市営住宅家賃の滞納者に対する住宅の明け渡しに係る訴えの提起について、平成29年12月に専決処分したもので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

内容は、市営住宅の家賃を長期にわたって滞納している契約者に対し、家賃を納入するよう再三にわたり請求をしてきましたが、当該契約者はこれに応じないため、市営住宅の明け渡しと滞納家賃の支払いを請求したものです。

昨年の12月27日に千葉地方裁判所八日市場支部へ訴状を提出し、今年の3月28日に第3回口頭弁論があり、同日に判決の言い渡しがありました。

判決は、市の請求を認め市営住宅の明け渡しと滞納家賃等23万7,750円を支払うよう言い渡すものであります。

なお、6月5日に住宅明け渡しを執行いたしました。

以上で報告第7号について説明を終わります。

○議長（島田和雄） 都市整備課長の説明は終わりました。

報告第8号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 阿曾博通 登壇）

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、報告第8号 株式会社季楽里あさひの平成29年度の事業経営状況及び平成30年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

初めに、平成29年度事業報告でございます。お手元の資料では経営状況報告書、第3期と表紙に明記されております。

1 ページ目をご覧ください。

1、事業報告書の（1）概況でございます。

道の駅季楽里あさひについてですが、平成27年10月17日の開業以来、多くの方にご利用いただいております。平成29年度の来場者数は107万人、道の駅全体の売上額は6億7,944万2,000円となりました。

2、株式会社季楽里あさひの概要の（1）株主の概要についてです。

株式数、株主数とも設立時から変わっておりません。

（2）株主総会及び取締役会等の開催状況についてはご覧のとおりで、月1回の頻度で役員会を開催し、集客向上に向けた各種の対策など、健全な経営に向けた協議を行っております。

す。

(3) 及び (4) は、それぞれ現在の役員及び従業員の状況です。

(5) 決算期後に生じた会社の状況ですが、①から⑤に記載したとおり、利用者の拡大に向けた各種の取り組みを展開しております。

続いて3、決算報告書についてです。

第3期、平成29年4月1日から平成30年3月31日の決算について報告いたします。

当期の純利益は1,639万7,591円となりました。

なお、決算につきましては、会社の取扱商品はほとんどが委託販売の商品でありますので、国税の基本通達の特例を適用し、出荷者からの委託販売の金額を売上高として計上し、決算処理してあります。

5ページをご覧ください。貸借対照表です。

左側の資産の部は流動資産と固定資産で、現金や預金などの計で1億2,834万4,845円です。右側の負債の部は流動負債で、買掛金や未払費用、未払法人税などで、負債の部計が4,820万8,616円、その下の純資産の部は株主資本で、資本金と利益剰余金を合わせた純資産の部計が8,013万6,229円となり、一番下の負債・純資産の部の計が1億2,834万4,845円となりました。

続いて6ページ、損益計算書になります。この数字は消費税を抜いたものです。

売上高が5億7,305万6,219円、売上原価が4億3,639万7,801円となりまして、売上総利益が1億3,665万8,418円です。販売費及び一般管理費は1億1,189万2,876円で、営業利益が2,476万5,542円です。また、営業外収益は403万7,648円、営業外費用は3万8,199円です。そして、経常利益が2,876万4,991円となり、一番下の当期純利益が1,639万7,591円となりました。

続きまして7ページは販売費、一般管理費の内訳となります。

8ページは、株主資本等変動計算書です。

資本金は設立時と同じ4,400万円、利益剰余金は当期純利益1,639万7,591円と合わせて当期末残高は3,613万6,229円、純資産の当期末残高は8,013万6,229円となります。

続きまして9ページです。利益剰余金の処分になります。

開業以来3期連続の黒字で、利益剰余金が3,600万余りとなっており、今回1株当たり1,000円の配当金と、会社法により利益準備金の積み立てを行いました。次期繰越利益は3,437万6,229円となっています。

続きまして10ページです。

これは先ほどの損益計算書を予算と比較するための表で、一番下になりますが、純利益は予算額748万9,000円に対し、決算額は1,639万7,591円となりました。

続きまして11ページです。

4、第4期事業計画、平成30年度分でございます。

基本方針において、（1）物販・花木部門、（2）レストラン部門、（3）加工室の積極的活用、（4）営業に分かれていまして、内容はそれぞれ記載のとおりです。

13ページをお願いします。平成30年度に計画する予算を計上しております。

なお、こちらの数字は1,000円単位となっております。

左側の前年度実績は、ただいま説明したとおりでございます。

右の予算額をご覧ください。

売上高の計が6億15万円で、税込みでは6億4,816万2,000円です。売上原価の計が4億5,820万円、売上総利益は1億4,195万円となります。販売費及び一般管理費の計が1億3,304万2,000円、差し引きしますと営業利益は890万8,000円です。営業外収益の計が210万1,000円、経常利益は1,096万9,000円、法人税等が470万円で、一番下の純利益は626万9,000円と見込んでおります。

また、道の駅季楽里あさひの管理運営に関する協定書の中で、健全経営に支障のない範囲において、賃料相当額を納付させることができることとなっております。平成30年度より月額50万円を納付していただくこととしました。

なお、納付された賃料相当額については、今年度中に基金条例を制定し、今後の道の駅の大規模修繕や増築等の原資に充てたいと考えております。

以上で報告第8号 株式会社季楽里あさひの平成29年度事業経営状況及び平成30年度の事業計画についての報告を終わります。

○議長（島田和雄） 企画政策課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（島田和雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は8日、定刻より開会いたします。
大変ご苦労さまでした。

散会 午後 零時19分